

日本酸素ホールディングスグループ調達ガイドライン

<調達取引先様と共有をお願いしたい事項>

私たちは、グループ理念「進取と共創。ガスで未来を拓く。」のもと、環境・社会課題の解決に取り組んでいます。

これら課題を解決し、持続可能な社会の実現を目指すためには広く調達取引先様と共に取り組んでいくことが必要と考え、調達取引先様のご理解とご協力を頂けるよう「日本酸素ホールディングスグループ調達方針」を制定いたしました。

こうした考えに基づき、皆様に共有をお願いしたい事項をガイドラインとして取りまとめさせていただきました。

調達取引様におかれましては、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

1. 責任・自覚・説明責任・透明性

公正・誠実な態度で企業活動を行うため、企業としての社会的責任を自覚し、賄賂を含むあらゆる形態の腐敗に関与せず、企業活動の透明性を保ち、社内外に対し適切な情報開示に努めること。

2. 法令等の遵守

調達取引において、社会規範と関連法規およびその精神を常に遵守し、全てのステークホルダーに対して公正で公平かつ誠実な態度で対応すること。

3. 人権・労働

国・地域ごとの法令遵守並びに、「国連グローバルコンパクト」や「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際規範を尊重し、以下の事項を遵守すること。

- (1) すべての人の尊厳と権利を尊重し、人種、性別、宗教など、事由の如何を問わず、差別や不公正な処遇を一切行わないこと。
- (2) 一切の強制労働や児童労働を行わないこと。
- (3) 過重労働を抑制し時間外労働の低減を図るとともに、全ての従業員の適正な労務管理を行うこと。
- (4) 全ての従業員に最低賃金を上回る賃金を支払うことを労務管理の基本とすること。
- (5) 経営者は、人々の多様性、人格、個性を尊重し、従業員が安全で心身ともに健康にその能力を最大限に発揮できる環境を整備し、人材を活かす経営を実践すること。
- (6) 組合結成の自由と団体交渉権を含む従業員の権利を尊重すること。

また、労働安全衛生の観点から、事業活動における負傷、疾病および事故を職場より排除し、事業に関わる全ての者の安全と健康を確保すること。

4. 環境・安全

気候変動の緩和と適応、資源の有効活用と汚染の防止、水資源の保全、生物多様性の保全といった環境課題の解決に向けて、製品・サービスや事業活動を通じて環境負荷を削減するため、以下の事項を遵守すること。

- (1) 環境を配慮したマネジメントのしくみを構築し運用すること。
- (2) 温室効果ガスの削減、エネルギー効率の改善や再生可能エネルギーの利用等、気候変動の緩和と適応に努めること。
- (3) エネルギー使用量の削減とエネルギー利用効率の改善、使用する資源の資源使用量の削減と廃棄物量の削減、化学物質による汚染の予防、水使用量の削減と水利用効率の改善に取り組み、各種環境法令の遵守を徹底することで汚染の防止に努めること。
- (4) 生物多様性の保全に寄与する事業活動を推進し、生物多様性への負の影響を回避・最小化することに努めること。
- (5) これら環境負荷の低減に努めることで、持続可能な社会の発展に貢献すること。

また、契約社員を含む従業員や請負業者、外部ステークホルダーの安全を第一に考え、保安・安全の確保に努め、継続的に改善を行うこと。

5. 誠実で公正な事業慣行

誠実・公正な態度で企業活動を行い、節度を保ち、賄賂を含むあらゆる形態の腐敗に関与せず、市場での公正な競争を通じ、社会、経済の健全な発展に貢献すること。

反社会的な勢力・団体に毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないこと。

6. 顧客満足・品質管理

各国・地域の関係法令等を遵守並びに国際規範を尊重し、プロダクト・スチュワードシップの考えに則り製品・サービスを人や環境に配慮した上で、提供するため以下の事項を遵守すること。

- (1) お客様との約束である契約を遵守し、社会の要求事項を的確に把握し、最適かつ十分に品質基準を満たす製品・サービスを提供すること。

- (2) 人の健康と安全、地球の環境に影響を与えることを最小限とするため、製品のライフサイクルを通じて、製品が及ぼす危険・有害因子をリスクアセスメントの実施により特定し、その結果に基づき管理することでリスクの低減に努めること。
- (3) 製品・サービスの品質に問題が生じた場合は、直ちに原因を究明し、適切な再発防止策等の措置を取ること。
- (4) お客様の声を真摯に受け止め、より良い製品・サービスの開発・改善を図ること。

7. 情報管理

企業活動において、情報の管理が内部統制の重要な要素であると認識し、顧客、取引先、自社などの秘密情報が漏洩することのないよう、適切な情報の保管・管理を実施すること。

8. 知的財産権の保護

会社の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等）は、重要な会社資産であることを認識し、これらを適切に利用し、その権利の保全に努めるとともに他者の知的財産権を尊重すること。

9. グローバルな社会貢献

企業活動を行うにあたって、それぞれの国、地域社会の歴史、文化、宗教、社会規範、慣習等を尊重し、地域社会との信頼関係を築くように努めること。

良き企業市民としての自覚をもって、地域社会、国際社会の発展に貢献するよう努めること。

以上

制定日 2021年2月2日